

経 済 産 業 省

20140117商局第1号
平成26年1月24日

改正 20150528商局第3号
平成27年6月1日

改正 20200324保局第2号
令和2年3月31日

環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明

電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の4に規定する特定対象事業（以下「対象発電所事業」という。）に関する電気事業法第46条の8の規定に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、電気事業法第46条の14の規定に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び電気事業法第46条の17の規定に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）の審査を行うに当たっての指針を次のとおり定める。

1. 審査の指針

準備書及び評価書の審査は、特定対象事業特性に応じて適切に区分された影響要因ごとに、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）第21条第3項及び第26条の2第4項において準用する第5条第3項に掲げる環境要素に区分される選定項目について行うものとする。その審査の指針は、水力発電所にあつては別表1、火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所にあつては別表2、火力発電所（地熱を利用するものに限る。）にあつては別表3、太陽電池発電所にあつては別表4、風力発電所にあつては別表5に掲げるものとする。また、放射性物質に係る環境影響評価の審査は、環境影響評価技術ガイド（放射性物質）（平成27年3月、環境省総合環境政策局環境影響評価課）の2.2.1から2.2.6までを参考に行うものとする。

なお、既に環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に

よる大気の汚染、水質の汚濁又は騒音に係る環境上の条件についての基準の確保がなされていない地域に立地する場合にあつては、確保がなされていない項目について、既設設備等に対策を講じることにより環境影響の増大を回避させるものであること、又は対象発電所事業に実行可能な範囲内で対策を講じることにより環境影響をできる限り低減させるものであることとする。

また、方法書の審査に際して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する第一種事業（同項第1号ホに該当するものに限る。）及び同法第3条の10第2項の規定により第一種事業を実施しようとする者とみなされる者が実施しようとする同法第2条第3項に規定する第二種事業（同条第2項第1号ホに該当するものに限る。）の計画段階環境配慮書について、主務大臣たる経済産業大臣が意見を述べた場合は、当該意見を踏まえたものであるかどうか審査し、準備書の審査に際して、電気事業法第46条の8に規定する環境影響評価方法書についての勧告を行った場合は、当該勧告に従ったものであるかどうか審査し、評価書の審査に際して、電気事業法第46条の14に規定する準備書についての勧告を行った場合は、当該勧告に従ったものであるかどうか審査するものとする

2. その他

- (1) この指針の改正に際しては環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
- (2) この指針は令和2年4月1日から施行する。
- (3) 平成26年1月24日付20150528商局第3号「環境影響評価方法書、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の審査指針」は、本指針の施行に併せて廃止する。

別表 1 水力発電所

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	工所用資材等の搬出入に使用する自動車から排出される窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			粉じん等	粉じん等	イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			騒音	騒音	イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			振動	振動	イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			水環境	水質	水の濁り 水素イオン濃度
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	植物	重要な種及び重要な群落		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。	

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針
工事の実施	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	植物	重要な種及び重要な群落	ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		生態系	地域を特徴づける生態系	イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工食用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。
その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態に区分される環境要素	水環境	水質 水の汚れ 富栄養化 水の濁り 溶存酸素量 水温	イ 貯水池における水の汚れ、水の濁り及び溶存酸素量に係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 貯水池における富栄養化、水温に係る環境影響が当該水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ハ 河水の取水による当該河川の水の汚れに係る環境影響が当該水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
		その他の環境	地形及び地質 重要な地形及び地質	イ 地形改変及び施設の有無に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 貯水池の有無に係る環境影響が貯水池の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ハ 地形改変及び施設の有無又は貯水池の有無において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	

影響要因の区分	環境要素の区分		審査の指針	
土地又は工作物の存在及び供用	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	<p>イ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		植物	重要な種及び重要な群落	<p>イ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。</p> <p>ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>
		生態系	地域を特徴づける生態系	<p>イ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域及び当該河川における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		<p>イ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設が存在、貯水池の存在又は河水の取水において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表2 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）及び原子力発電所

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工 事 の 実 施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	<p>イ 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入 に 使 用 す る 自 動 車 か ら 排 出 さ れ る 窒 素 酸 化 物 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 自 動 車 の 運 行 の 予 定 さ れ る 路 線 の 周 辺 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p> <p>ロ 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 窒 素 酸 化 物 に 係 る 環 境 影 響 が 工 事 場 所 の 周 辺 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
			粉じん等	粉じん等	<p>イ 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入 に 使 用 す る 自 動 車 か ら 発 生 す る 粉 じ ん 等 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 自 動 車 の 運 行 の 予 定 さ れ る 路 線 の 周 辺 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p> <p>ロ 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 粉 じ ん 等 に 係 る 環 境 影 響 が 工 事 場 所 の 周 辺 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
			騒音	騒音	<p>イ 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入 に 使 用 す る 自 動 車 か ら 発 生 す る 騒 音 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 自 動 車 の 運 行 の 予 定 さ れ る 路 線 の 周 辺 地 域 に お け る 環 境 基 本 法 第 1 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 騒 音 に 係 る 環 境 上 の 条 件 に つ い て の 基 準 （ 基 準 が 設 定 さ れ て い ない 場 合 は 、 地 域 の 状 況 を 踏 ま え 基 準 の 類 型 あ て は め に よ る 。 ） の 確 保 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p> <p>ロ 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 騒 音 に 係 る 環 境 影 響 が 法 令 等 で 定 め る 規 制 基 準 （ 基 準 が 設 定 さ れ て い ない 場 合 は 、 地 域 の 状 況 を 踏 ま え 基 準 の 区 域 の 区 分 の あ て は め に よ る 。 ） に 適 合 し ない も の で ない 事 項。</p> <p>ハ 工 事 場 所 の 付 近 に 住 居 等 が あ る 場 合 に お い て は 、 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 騒 音 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
			振動	振動	<p>イ 工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入 に 使 用 す る 自 動 車 か ら 発 生 す る 振 動 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 自 動 車 の 運 行 の 予 定 さ れ る 路 線 の 周 辺 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p> <p>ロ 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 振 動 に 係 る 環 境 影 響 が 法 令 等 で 定 め る 規 制 基 準 （ 基 準 が 設 定 さ れ て い ない 場 合 は 、 地 域 の 状 況 を 踏 ま え 基 準 の 区 域 の 区 分 の あ て は め に よ る 。 ） に 適 合 し ない も の で ない 事 項。</p> <p>ハ 工 事 場 所 の 付 近 に 住 居 等 が あ る 場 合 に お い て は 、 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 っ て 発 生 す る 振 動 に 係 る 環 境 影 響 が 当 該 地 域 に お け る 生 活 環 境 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
		水環境	水質	水の濁り	<p>イ 建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 う 水 の 濁 り に 係 る 環 境 影 響 が し ゅ ん せ つ 工 事 を 行 う 区 域 の 水 質 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p> <p>ロ 造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響 に よ る 水 の 濁 り に 係 る 環 境 影 響 が 工 事 の 場 所 及 び そ の 周 辺 に お け る 水 域 の 水 質 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
			底質	有害物質	<p>建 設 機 械 の 稼 働 に 伴 う 有 害 物 質 に 係 る 環 境 影 響 が し ゅ ん せ つ 工 事 を 行 う 区 域 の 底 質 の 保 全 に 支 障 を 及 ぼ す も の で ない 事 項。</p>
			その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	<p>イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>	
		植物	重要な種及び重要な群落	<p>イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>	
		生態系	地域を特徴づける生態系	<p>イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>	
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	<p>イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>	
	残土		<p>イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。</p>		
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質	<p>イ 施設の稼働に伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんにあつては、法令等で定める排出基準、総量規制基準に適合するものであること。</p> <p>ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ハ 施設の稼働に伴って発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質に係る環境影響が発電所の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準（二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関するものに限る。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質	ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準（二酸化窒素に関するものに限る。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
			石炭粉じん	貯炭場の存在及び施設の稼働に伴って発生する石炭粉じんに係る環境影響が発電所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
			粉じん等	資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
		騒音	騒音	騒音	イ 施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ハ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。 ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
			振動	振動	イ 施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ハ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ニ 資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の汚れ 富栄養化	イ 法令等で定める排水基準に適合するものであること。 ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ハ 施設の稼働に伴う排水による水の汚れ及び富栄養化に係る環境影響が排水の排出される水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	水環境	水質	水温	施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水の排出される水域における水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他	流向及び流速		イ 港湾施設等の設置による流向及び流速に係る環境影響が当該施設の設置される水域における流向及び流速の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 施設の稼働に伴って排出される温排水による流向及び流速に係る環境影響が温排水の排出される水域における流向及び流速の保全に支障を及ぼすものでないこと。
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素				特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）		イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
		海域に生息する動物		イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生動物の生息に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁並びに重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水の排出される水域における海生動物の生息に支障を及ぼすものでないこと。	
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）		イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。 ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。	
		海域に生育する植物		イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 施設の稼働に伴って排出される温排水に係る環境影響が温排水が排出される水域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。	

影響要因の区分	環境要素の区分		審査の指針
土地又は工作物の存在及び供用	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	生態系 地域を特徴づける生態系	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	イ 発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。
	温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表3 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	工事用資材等の搬出入に使用する自動車から排出される窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
				粉じん等	工事用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の濁り	造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	植物	重要な種及び重要な群落		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	生態系	地域を特徴づける生態系		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。	
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。	
		残土		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。	

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針		
工事の実施	環境への負荷に区分される環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	硫化水素	施設の稼働に伴い排出される硫化水素に係る環境影響が発電所の周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
		水環境	水質	水の汚れ	イ 法令等で定める排水基準に適合するものであること。 ロ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ハ 施設の稼働に伴う排水による水の汚れに係る環境影響が排水の排出される水域における環境基本法第16条第1項の規定による水質に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、水域状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。	
				その他	温泉	施設の稼働による温泉に係る環境影響が発電所の周辺における温泉の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。
				地盤	地盤変動	地熱流体の採取及び熱水の還元による地盤変動に係る環境影響が発電所の周辺における地盤の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素				特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
	植物	重要な種及び重要な群落		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。 ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。		
	生態系	地域を特徴づける生態系		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。		

影響要因の区分	環境要素の区分		審査の指針
土地又は工作物の存在及び供用	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素 その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	イ 発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表4 太陽電池発電所

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	<p>イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
			騒音	騒音	<p>イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
			振動	振動	<p>イ 工所用資材等の搬出入に使用する自動車から発生する振動に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する振動に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		水環境	水質	水の濁り	<p>造成等の施工による一時的な影響による水の濁りに係る環境影響が工事の場所及びその周辺における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			<p>特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	
植物	重要な種及び重要な群落		<p>イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>		

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	生態系	地域を特徴づける生態系（陸域）		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。
			残土		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。
その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	騒音	騒音	イ 施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。 ロ 施設の稼働に伴って発生する騒音が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ハ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。 ニ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。
		水環境	水質	水の濁り	地形改変及び施設の使用による水の濁りに係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における水域の水質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	イ 地形改変及び施設の使用に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の使用において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	その他 の環境	地盤	土地の安定性	地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における土地の安定性の確保に支障を及ぼすものでないこと。
			その他	反射光	地形改変及び施設の存在による太陽光パネルの反射光に係る影響が対象事業実施区域の周辺区域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	
植物	重要な種及び重要な群落		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。 ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。 ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。		
生態系	地域を特徴づける生態系（陸域）		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。		
人と自然の豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。	

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針
土地又は工作物の存在及び供用	人と自然の豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものではないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素		廃棄物等	産業廃棄物	<p>イ 地形改変及び施設の存在（事業の終了）により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。</p> <p>ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。</p>
		その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

別表5 風力発電所

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
工事の実施	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	<p>イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から排出される窒素酸化物に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する窒素酸化物に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
			粉じん等	粉じん等	<p>イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から発生する粉じん等に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する粉じん等に係る環境影響が工事場所の周辺地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音	<p>イ 工事中資材等の搬出入に使用する自動車から発生する騒音に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ハ 工事場所の付近に住居等がある場合においては、建設機械の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p>
			振動	振動	振動
		水環境		水質	水の濁り
			底質	有害物質	建設機械の稼働に伴う有害物質に係る環境影響がしゅんせつ工事を行う区域の底質の保全に支障を及ぼすものでないこと。
			その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

影響要因の区分	環境要素の区分		審査の指針	
工事の実施	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		海域に生息する動物		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生生物の生息に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁並びに重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。
		海域に生育する植物		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	生態系	地域を特徴づける生態系		イ 造成等の施工に係る一時的な環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 造成等の施工において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工施用資材等の搬出入に用いる自動車の運行に係る環境影響が当該自動車の運行の予定される路線の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
環境への負荷に区分される環境要素	廃棄物等	産業廃棄物	イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する産業廃棄物が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 法令等の定めるところにより保管、運搬、処分等が行われるものであること。	
環境への負荷に区分される環境要素		残土		イ 造成等の施工による一時的な影響により発生する残土が事業者の実行可能な範囲内において可能な限り低減されていること。 ロ 保管、運搬、処分等が適正に行われるものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素			特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。

影響要因の区分	環境要素の区分			審査の指針	
土地又は工作物の存在及び供用	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に区分される環境要素	大気環境	騒音及び超低周波音	騒音及び超低周波音	<p>イ 施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が法令等で定める規制基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の区域の区分のあてはめによる。）に適合しないものでないこと。</p> <p>ロ 施設の稼働に伴って発生する超低周波音が事業者の実行可能な範囲において可能な限り低減されていること。</p> <p>ハ 計画の内容が環境基本法に基づき定められた環境基本計画及び公害防止計画に照らし、支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ニ 発電所の付近に住居等がある場合においては、施設の稼働に伴って発生する騒音に係る環境影響が当該地域における環境基本法第16条第1項の規定による騒音に係る環境上の条件についての基準（基準が設定されていない場合は、地域の状況を踏まえ基準の類型あてはめによる。）の確保に支障を及ぼすものでないこと。</p>
		その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な地形及び地質の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な地形及び地質の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		その他	風車の影	施設の稼働に伴い回転する翼の影による影響が対象事業実施区域の周辺区域における生活環境の保全に支障を及ぼすものでないこと。	
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素	特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			<p>イ 地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働において、対象事業実施区域における重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
		海域に生息する動物			<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生動物の生息に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁並びに重要な種及び注目すべき生息地の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p>
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			<p>イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における重要な種及び重要な群落の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における重要な種及び重要な群落の保全について適正な配慮がなされているものであること。</p> <p>ハ 対象事業実施区域内において、発電設備の設置に必要な部分以外は、可能な限り緑化が図られるものであること。</p> <p>ニ 緑化計画は、地形、表層の土壌、気候等植物の生育条件を考慮し、周辺の環境と調和するよう留意されるものであること。</p>

影響要因の区分	環境要素の区分		審査の指針
土地又は工作物の存在及び供用	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に区分される環境要素	植物 海域に生育する植物	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における海生植物の生育に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における干潟、藻場、さんご礁の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	生態系	地域を特徴づける生態系	イ 地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における地域を特徴づける生態系の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在並びに施設の稼働において、対象事業実施区域における地域を特徴づける生態系の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。
人と自然との豊かな触れ合いに区分される環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	イ 地形改変及び施設の存在に係る環境影響が対象事業実施区域の周辺区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全に支障を及ぼすものでないこと。 ロ 地形改変及び施設の存在において、対象事業実施区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の保全について適正な配慮がなされているものであること。
	その他特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素		特定対象事業特性又は特定対象地域特性により環境保全上特に配慮する必要がある環境要素の保全について適正な配慮がなされているものであること。